

平成30年度

岡山市相談支援事業所集団指導資料

(運営基準に関すること)

平成31年2月13日

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

平成30年度集団指導資料(運営基準に関すること)・目次

- 新たに計画相談支援を実施する場合の手続き 1
- 計画相談支援事業の運営に関する注意点 2
- その他お知らせ 4
- 変更届等について 4
- 資料① (契約内容報告様式) 5
- 資料② (法定代理受領額通知参考様式) 8
- 資料③ (変更届に係る添付書類確認表) 11
- 資料④ (変更届書・様式第3号) 14
- 資料⑤ (障害福祉サービス事業等変更届) 15
- 相談支援 Q & A 17

新たに計画相談支援を実施する場合の手続き

- ① 申請者が市町村に対し、サービスの支給申請を行う。
- ② 市町村は障害福祉サービス又は地域相談支援の申請者(以下同じ。)に対しサービス等利用計画案の提出を依頼する。
- ③ 申請者が指定特定相談支援事業者(障害児の場合は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。)と計画相談の提供について利用契約を締結する。
- ④ 指定特定相談支援事業者が、申請者居宅を訪問し申請者及び家族に面接を行い、サービス等利用計画案(厚生労働省令で定める期間(モニタリング期間)に係る提案も記載。)を作成し、申請者に交付する。
- ⑤ 申請者が市町村に対し、以下の書類を提出する。
 - 指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案
 - 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
 - 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(契約した指定特定相談支援事業者に係る届出)
- ⑥ 市町村は、障害福祉サービスの支給(却下)又は地域相談支援給付(却下)決定と併せて、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給(却下)通知。併せて、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証に必要事項を記載して申請者に交付する。
- ⑦ 指定特定相談事業者は、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画を作成。申請者に交付及び市町村に提出する。
- ⑧ サービス利用開始

計画相談支援事業の運営に関する注意点

- **内容及び手続きの説明及び同意**(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(以下「基準」とする。第5条))
 - ・計画相談支援給付決定障害者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。(利用契約書、重要事項説明書の日付及び署名の記入漏れがないか、契約者は利用者本人であるかの確認をしてください。障害児相談の場合、契約者は障害児の保護者になります。)

- **契約内容の報告等(基準第6条) 資料①**
 - ・指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅延なく報告すること。
 - ・サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出すること。

- **受給者証の確認(基準第9条)**
 - ・指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。
(受給者証の写しを保管することが望ましい。)

- **支給決定の申請に係る援助(基準第10条)**
 - ・利用者の支給決定又は地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。(利用者に、手続き案内等行う。)

- **計画相談支援給付費の額に係る通知等(基準第14条) 資料②**
 - ・法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知すること。(相談支援給付費入金確認後、通知すること。)http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai_00167.html(障害者福祉課)

□ 指定計画相談支援の具体的取扱方針(基準第15条)

- ・相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案を変更し、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行い、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。(サービス担当者会議の記録を残すこと。)
- ・相談支援専門員は、モニタリングに当たって、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うことし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならない。
(解釈通知:市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要です。)
- ・相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ること。
- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付すること。
- ・モニタリングの結果、サービス等利用計画を変更する場合には、申請の勧奨を行い、新規同様(訪問→アセスメント→計画案への説明と同意→担当者会議→計画作成→計画への説明と同意→交付)の対応を行うこと。

□ 勤務体制の確保等(基準第20条第3項)

- ・事業者は、相談支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

□ 掲示等(基準第23条第1項)

- ・事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等を記載した重要事項を掲示すること。(ファイル綴じでも可能。)なお、体制整備加算を算定する場合には、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨がわかるよう合わせて掲示すること。

□ 秘密保持等(基準第24条第3項)

- ・事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。

苦情解決(基準第27条第2項)

・事業者は、提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

その他お知らせ

相談支援従事者資格の更新について(平成24年厚生労働省告示第227号)

相談支援従事者現任研修とは、指定相談支援事業所などにおいて相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方を対象とする研修です。相談支援専門員には、相談支援従事者初任者研修(他にも該当研修あり)修了年度の翌年度から5年度の間に1回以上の現任研修の受講が義務付けられています。この期間内に修了しなかった場合は、相談支援専門員資格は失効しますのでご注意ください。

基本報酬の見直しについて(計画相談支援)

・平成30年度から業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げられました。計画相談支援の基本報酬新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用になります。

変更届等について

注意事項

・相談支援専門員の人数に変更(増減共に)がある場合には、届出が必要になります。
・「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出する際に、相談支援専門員以外に兼務先がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も併せて提出が必要になります。

契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）報告書

資料①

平成 年 月 日

〒 700 - 8546
岡山市鹿田町一丁目 1 - 1
保健福祉会館 4 階 障害福祉課

岡山市長 様

事業者番号																					
事業者及びその事業所の名称 代表者	(印)																				

下記のとおり当事業者との契約内容（計画相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号																					
支給決定障害者（保護者）氏名											支給決定に係る障害児氏名										

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理 由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄

・データ入力年月日

平成 年 月 日

受付印

契約内容（地域相談支援受給者証記載事項）報告書

資料①

平成 年 月 日

〒 700 - 8546
 岡山市鹿田町一丁目1-1
 保健福祉会館4階 障害福祉課

 岡山市長 様

事業者番号																				
事業者及びその事業所の名称 代表者	<div style="text-align: right;">印</div>																			

下記のとおり当事業者との契約内容（地域相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号																				
支給決定障害者（保護者）氏名											支給決定に係る障害児氏名									

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄

・データ入力年月日

平成 年 月 日

受付印

契約内容（障害児相談支援受給者証記載事項）報告書

資料①

平成 年 月 日

〒 700 - 8546
岡山市鹿田町一丁目 1 - 1
保健福祉会館 4 階 障害福祉課
岡山市長 様

事業者番号													
事業者及びその事業所の名称 代表者													印

下記のとおり当事業者との契約内容（障害児相談支援受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号													
支給決定障害者 (保護者) 氏名						支給決定に係る 障害児氏名							

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約日及びサービス提供開始日	理 由
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 新規契約
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	既契約のサービス提供を終了する理由
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
	<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
	<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

市町村記入欄

・データ入力年月日

平成 年 月 日

受付印

平成 年 月 日

利用者名 様

資料②

指定特定相談支援事業者名
代 表 者 名 印
連 絡 先

計画相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	平成 年 月
サービス内容	
受領日	平成 年 月 日
代理受領金額	金 円

平成 年 月 日

利用者名 様

資料②

指定一般相談支援事業者名
代 表 者 名 印
連 絡 先

地域相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	平成 年 月
サービス内容	
受領日	平成 年 月 日
代理受領金額	金 円

平成 年 月 日

利用者名 様

資料②

指定障害児相談支援事業者名

代 表 者 名 印

連 絡 先

障害児相談支援給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	平成 年 月
サービス内容	
受領日	平成 年 月 日
代理受領金額	金 円

変更届に係る添付書類確認表（平成30年4月（暫定版））

資料③

指定事業者は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所の名称・所在地（設置の場所）の変更等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、相談支援給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。

【提出が必要な書類】

- 1 変更届出書（様式第3号）
- 2 添付書類（次の表を参考にしてください）
- 3 各加算ごとの届出書（加算についての届出の場合）

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類
1	事業所の名称	・付表 ・運営規程
2	事業所の所在地	・付表 ・運営規程 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書又は建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書
5	代表者の氏名及び住所	・法人履歴全部事項証明書 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て） ・役員等名簿
6	定款、寄附行為等及びその登記事項又は条例等	・法人定款、寄附行為等 ・法人履歴全部事項証明書
7	事業所の平面図	・平面図 ・変更箇所を撮影した写真 （・建築物関連法令協議記録）
8	管理者の変更	・付表 ・経歴書 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・誓約書（一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て） ・役員等名簿 ・就任承諾書
	管理者の住所変更	・付表 ・経歴書 ・役員等名簿
	管理者の氏名変更	・付表 ・経歴書 ・役員等名簿 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））
9	相談支援専門員の変更	・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書
	相談支援専門員の住所変更	・付表 ・経歴書
	相談支援専門員の氏名変更	・付表 ・経歴書 （・氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等））

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類	
10	指定地域相談支援の提供に当たる者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書 	
	指定地域相談支援の提供に当たる者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 	
	指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 (・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)) 	
11	運営規程	従業者の職種・員数、職務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・従業者の資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
		利用者から受領する費用及びその額	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
		主たる対象とする障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程 ・主たる対象者を特定する理由書
		サービスの提供方法及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
		通常の事業の実施地域	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・運営規程
12	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・誓約書(一般・特定・障害児のうち、実施サービスに該当するもの全て) ・役員等名簿 	
	役員の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・役員等名簿 	
	役員の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・法人履歴全部事項証明書(当該役員の記載がある場合のみ) ・役員等名簿 	
加算の内容は平成30年4月現在(暫定版)			
11	相談支援給付費の請求に関する事項(加算の算定の際には必ず添付必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号) ・相談支援給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表 	
	地域生活支援拠点該当		
	地域移行支援サービス費(I)(地域移行支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援サービス費(I)に係る届出書 ・従業者の資格、研修証明書 	
	特定事業所加算(計画相談支援・障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算に係る届出書 ・従業者の資格・研修証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(各標準様式等、根拠となる書類を含む。) 	
	行動障害支援体制加算(計画相談支援・障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・体制加算に係る届出書 ・従業者の資格・研修証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・体制整備の掲示・公表状況(任意様式) 	

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類
	要医療児者支援体制加算 (計画相談支援・障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・体制加算に係る届出書 ・従業者の資格・研修証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・体制整備の掲示・公表状況(任意様式)
	精神障害者支援体制加算 (計画相談支援・障害児相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・体制加算に係る届出書 ・従業者の資格・研修証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・体制整備の掲示・公表状況(任意様式)

※上記の事項については、あくまで例示ですので、実際の手続(必要書類等)については、岡山市事業者指導課にご相談ください。

変更届出書

資料④

年 月 日

岡山市長様

所在地
届出者 名称
代表者

印

次のとおり指定に係る事項を変更したので、

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第1項(第3項)
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の32第1項の規定により届け出ます。

	事業所番号(一般相談支援・特定相談支援)	
	事業所番号(障害児相談支援)	
指定内容を変更した事業所	名称 所在地 サービスの種類	
変更があった事項	変更の内容	
1 事業所の名称	(変更前)	
2 事業所の所在地		
3 申請者の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名		
6 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7 事業所の平面図	(変更後)	
8 事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
9 相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
10 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
11 運営規程		
11 相談支援給付費の請求に関する事項		
12 役員の氏名, 生年月日及び住所		
変更年月日	年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

岡山市長 様

資料⑤

経営者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

計画相談支援事業・地域相談支援事業変更届

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前	変 更 後
変更した事業	種類		
	提供する便宜等の内容		
経営者	氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>		
	住所 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small>		
条例、定款その他の基本約款		（別 添）	
職員の職種			
職務の内容			
職員の定数			
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		（別 添）	
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	入所定員		
変更の年月日		年 月 日	

（添付書類）収支予算書及び事業計画書

年 月 日

岡山市長 様

資料⑤

経営者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 印

障害児相談支援事業等変更届

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前	変 更 後
変更した事業	種 類		
	提供する便宜等の内容		
申請者（設置者）	所在地		
	名称及び代表者		
条例，定款その他の基本約款		（別 添）	
職 員 の 職 種			
職 務 の 内 容			
職 員 の 定 数			
主 な 職 員 の 氏 名			
主 な 職 員 の 経 歴		（別 添）	
事 業 を 行 お う と す る 区 域			
事業の用に供する施設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	入 所 定 員		
変 更 の 年 月 日		年 月 日	

（添付書類）収支予算書及び事業計画書

平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL. 1
(平成30年3月30日)

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(基本報酬①)

問76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

(答)

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が6月に1回のところを3月に1回としても差し支えない。

なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

(基本報酬②)

問77 相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件も含むのか。
また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

(答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含まない。

(基本報酬③)

問 7 8 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)(以下「基本報酬(Ⅱ)」という。)を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計(件)	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数(人)	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬(Ⅱ)を算定する件数は、取扱件数(1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数(前6月の平均値)÷相談支援専門員の員数(前6月の平均値))が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数(前6月の平均値)を乗じて得た数(小数点以下の端数は切り捨てる。)により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数(1月から6月の平均値)

$$\rightarrow (45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数(1月から6月の平均値)

$$\rightarrow (1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 41.428\cdots \quad (C) \geq 40$

のため、基本報酬(Ⅱ)を算定する必要があり、算定する件数は

$$((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots \text{となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。}$$

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているため、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬(Ⅱ)で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数(2月から7月の平均値)

$$\rightarrow (45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数(2月から7月の平均値)

$$\rightarrow (1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 38.125 \quad (C) < 40$ となり、

全てサービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定することとなる。

(加算共通①)

問 7 9 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

(答)

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料 2 の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

(加算共通②)

問 8 0 平成 30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問 8 1 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(居宅介護支援事業所等連携加算)

問 8 2 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前 6 月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、6 月以内でも算定可能か。

(答)

算定できる。

(医療・保育・教育機関等連携加算)

問 8 3 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

(答)

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

(サービス担当者会議実施加算①)

問 8 4 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらなると算定できないのか。

(答)

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議実施加算②)

問 8 5 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

(答)

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(サービス提供時モニタリング加算①)

問 8 6 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提

供現場を確認した場合も算定可能か。

(答)

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

(サービス提供時モニタリング加算②)

問 87 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

(答)

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である

(サービス提供時モニタリング加算③)

問 88 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員 1 人当たり 39 件まで請求できるが、取扱件数と同様に前 6 月平均なのか。

(答)

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前 6 月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前 6 月平均ではなく当該月の実施件数を 39 件までとする。

(行動障害支援体制加算①)

問 89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

(答)

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算②)

問 90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(2) 地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費(I))

問93 地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

(答)

例えば、

- ・ 地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
- ・ 地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介

- ・ 地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動などが想定され、概ね月1回以上行っていることが目安となる。

(緊急時支援費 (Ⅱ))

問94 緊急時支援費 (Ⅱ) については、深夜の電話による相談対応を行った場合に算定されるが、深夜の時間帯であれば、相談の方法や内容は問わないか。

(答)

緊急時支援費 (Ⅱ) については、電話により直接本人又は家族等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限ることとし、予定確認等の電話連絡は算定の対象とはならない。また、原則、メールによる対応については対象としない。

なお、深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費 (Ⅰ) のみを算定することとなり、緊急時支援費 (Ⅱ) との併給はできないことに留意すること。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&A VOL. 3 (平成30年5月23日)

5. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

【訂正】

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日)」の問80 (加算共通②) については、以下のとおり修正する。

[修正前]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

[修正後]

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（特定事業所加算）

問 12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が 40 件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前 6 月間の実績を基に取扱件数が 40 件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、平成 30 年 6 月から特定事業所加算を算定するためには、平成 30 年 5 月 15 日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前 6 月間である平成 29 年 11 月から平成 30 年 4 月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

（行動障害支援体制加算①）

問 13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、1 事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を 1 名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

（答）

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

【行動障害支援体制加算2】

問 14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

(答)

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。